

北上市地域部活動制度試行運用基準

令和5年12月26日制定

令和7年6月2日一部改正

令和8年7月27日一部改正

北上市教育委員会教育長

1 目的

この北上市地域部活動制度試行運用基準は、生徒にとって望ましい地域部活動の環境を構築し、持続可能な地域部活動の実現に向けた体制を整備することを目的に実施する北上市地域部活動制度の試行にあたり、必要な事項を定める。

2 活動日

地域部活動の対象日は、土曜日又は日曜日のいずれか1日及び祝日とする。

3 活動形態

地域部活動及びそれに関連する学校の部活動の形態は、次のとおりとする。

- (1) 北上市立学校条例（平成3年条例第70号）第3条に規定する中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）は、北上市地域部活動制度を利用し、地域部活動を実施する団体（以下「実施団体」という。）が行う地域部活動に参加することができる。
- (2) 地域部活動に参加する生徒（以下「参加生徒」という。）は、第2項に定める活動日（以下「活動日」という。）には地域部活動に参加するものとし、平日には在籍する中学校（以下「在籍校」という。）の部活動（以下「学校部活動」という。）に参加するものとする。
- (3) 生徒は、学校部活動と異なる活動種目の地域部活動に参加することができる。ただし、活動日に学校部活動がある場合は、いずれかにのみ参加することができるものとする。

4 活動場所

地域部活動の活動場所は、第6項で規定する地域部活動実施団体登録申請書（様式第1号）に記載の施設または教育委員会が認める施設とする。

5 実施団体及び在籍校の役割

実施団体及び在籍校の役割は次のとおりとする。

- (1) 実施団体は、活動日において、実技、安全な地域部活動のための知識及び技能の指導を通じた地域部活動実施する。
- (2) 実施団体の指導者は、教育の一環として行う地域部活動にふさわしい人格と意識をもっている者であって、地域部活動の実技等において専門的指導ができる18歳以上の者（高等学校その他これに準ずる学校に在籍する者を除く。）とする。
- (3) 実施団体は、本試行により知り得た参加生徒等の個人情報に関しては、本試行終了後も含め、外部へ漏らしてはならない。

- (4) 在籍校は、実施団体の活動日に同じ活動種目の学校部活動を原則行わない。
- (5) 在籍校は、地域部活動の運営には、原則関わらない。
- (6) 在籍校は、地域部活動に関する実施団体との連絡等を担当する地域部活動担当者を置く。

6 実施団体の種別

実施団体の種別は次のとおりとし、実施団体に登録しようとする者は、第7項における登録の際にいずれかを選択することとする。

- (1) 市内に所在又は市内で活動するスポーツ団体、文化芸術団体その他の団体であり、地域部活動の参加生徒を広く募集する団体
- (2) 学校部活動の父母会、保護者会及びスポーツ少年団を基礎とする団体であり、地域部活動を学校部活動に参加している生徒のみで行う団体

7 実施団体の登録

実施団体は、地域部活動実施団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。教育委員会は、申請があった場合は、必要な調査及び内容の審査を行い、実施団体として登録するときは、地域部活動実施団体登録通知書（様式第2号）により、登録しないときは、地域部活動実施団体不登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 規約
- (2) 役員及び指導者等の名簿
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

8 実施団体の変更届

実施団体は、登録内容に変更が生じた場合は、次に掲げる書類のうち変更があった箇所について、教育委員会へ届けなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿 地域部活動実施団体役員等変更届（様式第4号）
- (3) 指導者等の名簿

9 事故・けが等への対応

地域部活動中の事故、けが等への対応は、次のとおりとする。

- (1) 実施団体は、活動場所における地域部活動中の事故、けが等に係る対応等に対しすべての責を負う。
- (2) 実施団体は、参加生徒のけが等の救護や在籍校及び保護者等関係者への連絡などを行う。ただし、緊急の際など必要に応じて在籍校と連携して行う。
- (3) 地域部活動中の事故、けが等に係る対応等の方法に関しては、実施団体と在籍校が協議して定める。

10 生徒指導等トラブルへの対応

地域部活動中の参加生徒への指導等に関するトラブルや苦情への対応は次のとおりとする。

- (1) 実施団体は、活動場所における地域部活動中の生徒指導等トラブルや苦情に関する対応等全ての責を負う。
- (2) トラブルの当事者である参加生徒及びその保護者への指導や改善に向けた取り組みは、実施団体と在籍校が連携して行う。

11 地域部活動への教職員の関わり

教職員と地域部活動との関わりは次のとおりとする。

- (1) 教職員は、指導者として地域部活動に参加する場合は、事前に兼職兼業の許可を教育委員会に申請しなければならない。
- (2) 前号の地域部活動への参加は、個人としての参加とし、学校部活動における特殊勤務手当は支給しないものとする。

12 地域部活動への教育委員会の関わり

教育委員会と地域部活動との関わりは次のとおりとする。

- (1) 教育委員会は、スポーツ協会等関係団体と連携し、必要に応じて実施団体への地域部活動に関する指導者研修等を行う。
- (2) 教育委員会は、地域部活動の運営費用を実施団体に支払う。
- (3) 教育委員会は、参加生徒を対象とした傷害保険の加入等必要な手続きを行う。
ただし、第6項第2号の団体については、傷害保険の加入等を行わない。

13 運営費用

前項第2号の運営費用の内訳は次のとおりとする。

- (1) 部活動指導員の規程に準じた指導者への謝金相当額
- (2) 用具等地域部活動運営に必要な経費（実施団体が負担すべき費用に限る。）

14 運営費用以外に要する費用

参加生徒の移動にかかる費用は、保護者の負担とする。

15 「部活動の在り方に関する方針」との関わり

地域部活動は、参加生徒の健全育成のため、「北上市部活動の在り方に関する方針（令和2年4月北上市教育委員会改定版策定）」を踏まえ、土曜日、日曜日のうち1日は休養日とし、活動日の活動時間は1日3時間までとする。